

ロシアとウクライナにおける人権デューデリジェンスの強化 (特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ仮訳)

「国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」や「OECD多国籍企業行動指針(OECDガイドライン)」、「紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権デュー・デリジェンスの強化手引き書(UNDPガイドライン)」は、紛争の影響を受けた状況下において、企業に対し、自社の事業がライツホルダーや紛争自体に対して、どのように影響を惹起、助長、または関与しているかを理解するために、紛争配慮の視点を持ち、「強化された人権デューデリジェンス(HRDD)」に従事するよう求めています。

強化されたHRDDを実行するために、私たちは企業に次の措置を講じるよう求めます。

- ・民主主義、領土保全、およびウクライナ国民の基本的権利に対する支持を、国際的な法の支配に対する公的支持と共に、公に宣言すること。
- ・人権への負の影響を停止、防止、軽減するためのデューデリジェンスの取り組みと制度を含む、自社の人権方針について定期的かつ公に報告すること。
- ・自社の、ウクライナにおける、直接的な事業やそのバリューチェーンに関わる労働者とコミュニティを保護するために、あらゆる可能な措置を講じること。
- ・紛争を形成した、歴史上の事件や政治的、経済的、社会的、環境的制度と構造、紛争に影響を与える関係者、紛争の原因と結果、紛争の最新の傾向と力関係、特に脆弱な集団を含むライツホルダーへの紛争によるリスクを特定することにより、紛争の状況を理解すること。
- ・紛争当事者や紛争の原因や紛争の力関係のダイナミクスにどのように企業が影響を与えるかを分析することにより、ビジネス活動が紛争に実際に与える影響や潜在的な影響を特定すること。
- ・紛争、戦争活動及び人権侵害を引き起こしている、助長している、または関与しているバリューチェーン全体にわたる事業活動、関係性及び投資をマッピングすること。
- ・それらの調査結果に基づいて、人権リスクへの関与または紛争への影響を防止および軽減し、リスクが軽減できないことが証明された場合、事業活動を終了すること。
- ・事業国内のスタッフや現地の利害関係者への影響を含む、人権や紛争への悪影響の改善を可能にするプロセスを作成および実施すること。
- ・事業活動が紛争またはライツホルダーに及ぼしうるすべての残存する影響を軽減するために活用できる可能性のある分野を特定すること。
- ・紛争の影響を受けている高リスク地域に内在する大きな人権リスクを特定し、評価し、取り扱うための指針と実践を導入すること。
- ・自社の活動が紛争の緊張を悪化させる可能性があるか、ライツホルダーへの害が利益を上回るか、必要不可欠な商品・サービスであるか(詳細:「必要不可欠な商品とサービス」PDF参照)、特定された影響を企業が軽減可能かを分析することにより、事業の終了または一時停止によって引き起こされる紛争やライツホルダーに対する事業活動の潜在的な影響を特定すること。